



2024年3月22日

各 位

上場会社名	バリューコマース株式会社
代表者	代表取締役社長 最高経営責任者 香川 仁
(コード番号	2491)
問合せ先責任者	取締役 最高財務責任者 遠藤 雅知
(TEL	03-5210-6688)

(開示事項の一部変更)取締役に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に係る譲渡制限付株式割当契約の内容の一部変更のお知らせ

当社は、2022年3月24日に公表いたしました「譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」(以下「原開示(i)」といいます。))にてお知らせしたとおり、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。)(以下「対象取締役」といいます。))に対し、業績条件型譲渡制限付株式を付与し、また、2023年3月27日に公表いたしました「(開示事項の一部変更)取締役に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に係る譲渡制限付株式割当契約の内容の一部変更のお知らせ」(以下「原開示(ii)」といい、原開示(i)と合わせて「原開示」といいます。))のとおり、譲渡制限付株式割当契約の内容を一部変更しておりますが、本日の取締役会において、原開示にてお知らせした当社と対象取締役との間の譲渡制限付株式割当契約の内容を一部変更する旨を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、原開示(i)のとおり、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした、勤務条件型譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度I」という。)、及び、上記の目的に加え、業績目標と報酬との連動性を明確にすると共に、業績に対するコミットメントをもたせることを目的とした、業績条件型譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度II」という。))に基づき、2022年3月23日の取締役会において、対象取締役2名に対し、以下のとおり金銭報酬債権を付与し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式を処分することを決議し(以下「本自己株式処分」といいます。)、本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約(以下、業績条件型譲渡制限付株式に係るものを「本割当契約II」という。))を締結いたしました。

①本制度Iに基づく譲渡制限付株式

金銭報酬債権 3,967,200円、普通株式 1,160株

②本制度IIに基づく譲渡制限付株式

金銭報酬債権 32,011,200円、普通株式 9,360株

また、当社は、原開示(ii)のとおり、2023年3月27日の取締役会において、本割当契約IIに定める譲渡制限解除のための業績条件の一部を変更いたしております。

このたび、当社は、2024年1月30日に公表いたしました「決算説明資料2023年12月期及び中期経営計画の見直し」(※)のとおり、2023年12月期の業績を踏まえて、当社の中期経営計画の見直しを行いました。本割当契約IIでは、当該見直し前の中期経営計画に基づき業績条件を設定しておりましたが、今般、新たに作成された中期経営計画を踏まえて業績条件を設定し直すことが、対象取締役に対し、当社の業績に対するコミットメントをもたせるためには適切であると考え、本割当契約IIに定める譲渡制限解除のための業績条件を変更することといたしました。

下記「2. 変更の内容」に記載している変更箇所を除き、原開示における「1. 処分の概要」、「2. 処分の目的

及び理由」、「3. 譲渡制限付株式割当契約の概要」及び「4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」の記載内容に変更はありません。

(※) 当社ウェブサイト：https://www.valuecommerce.co.jp/ir/ir_release/

2. 変更の内容

変更箇所は、下線を付しております。

なお、本割当契約Ⅱに基づき割当てを受けた当社の普通株式を以下「本割当株式Ⅱ」といいます。

【変更前】

② 譲渡制限の解除条件

以下の各号に規定する期間(以下、個別に「各本役務提供期間Ⅱ」、総称して「本役務提供期間Ⅱ」という。)、対象取締役が継続して当社の取締役の地位にあること、及び、以下の各号に規定する業績条件が達成していることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、以下の各号に規定する本割当株式Ⅱの数につき、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

(ア) 2021年12月期に係る当社の定時株主総会の日から2022年12月期に係る当社の定時株主総会の日
2022年12月期の当社グループの連結EBITDAが10,119百万円以上であることを条件に2,339株

(イ) 2022年12月期に係る当社の定時株主総会の日から2023年12月期に係る当社の定時株主総会の日
2023年12月期の当社グループの連結EBITDAが7,898百万円以上であることを条件に2,339株

(ウ) 2023年12月期に係る当社の定時株主総会の日から2024年12月期に係る当社の定時株主総会の日
i. 2024年12月期の当社グループの連結EBITDAが8,956百万円以上であることを条件に2,339株
ii. 2022年12月期乃至2024年12月期の3事業年度に係る当社グループの連結EBITDAの合計が26,973百万円以上であることを条件に2,343株

【変更後】

② 譲渡制限の解除条件

以下の各号に規定する期間(以下、個別に「各本役務提供期間Ⅱ」、総称して「本役務提供期間Ⅱ」という。)、対象取締役が継続して当社の取締役の地位にあること、及び、以下の各号に規定する業績条件が達成していることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、以下の各号に規定する本割当株式Ⅱの数につき、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

(ア) 2021年12月期に係る当社の定時株主総会の日から2022年12月期に係る当社の定時株主総会の日
2022年12月期の当社グループの連結EBITDAが10,119百万円以上であることを条件に2,339株

(イ) 2022年12月期に係る当社の定時株主総会の日から2023年12月期に係る当社の定時株主総会の日
2023年12月期の当社グループの連結EBITDAが7,898百万円以上であることを条件に2,339株

(ウ) 2023年12月期に係る当社の定時株主総会の日から2024年12月期に係る当社の定時株主総会の日
i. 2024年12月期の当社グループの連結EBITDAが4,605百万円以上であることを条件に2,339株
ii. 2022年12月期乃至2024年12月期の3事業年度に係る当社グループの連結EBITDAの合計が22,622百万円以上であることを条件に2,343株

3. その他

上記「2. 変更の内容」のとおり、2023年12月期の業績条件にかかる譲渡制限の解除条件は変更しておりません。そのため、上記「2. 変更の内容」の「② 譲渡制限の解除条件」の(イ)に記載の株式については、本割当契約Ⅱの定めにしたがって、当社により無償取得する予定です。

以上